

平成15年度当初予算案主要事業の概要（障害保健福祉関係）

| 区 分 | 15年度当初予算 | 14年度当初予算 | 前年度比 15当初/14当初 |
|-----------|---------------|---------------|-------------------|
| 健康福祉部予算 | 2,896億6,200万円 | 3,111億3,100万円 | 0.93 |
| 障害保健福祉室予算 | 351億1,701万円 | 361億1,188万円 | 0.97 |

※予算案額（ ）内の数字は、14年度当初予算額

| 項 目 | 事 業 概 要 | 予 算 案 額 |
|------------------|---|----------------------------|
| 支援費制度の推進 | <p>1【新】支援費制度総合推進事業</p> <p>平成15年度から導入される「支援費制度」の円滑な実施に向けた支援策を総合的に推進することにより、制度の理念である利用者本位のサービス提供をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における支給決定のための聴き取り時のコミュニケーション支援が行える者（手話通訳者等）の確保や医師等の専門家を含めた障害程度区分検討会議の開催へ補助する。 ・市町村における支援費支給決定事務等が円滑に行われるための職員向けの説明会等の開催、障害程度区分に係る専門的研修の実施及び利用者の利便性向上を図るための支援費制度運用向上委員会を設置・運営する。 | 1,449万円 (0万円) |
| | <p>2【新】支援費制度指定事業者指定・指導監査・参入促進事業</p> <p>支援費制度のもと、福祉サービスの安定供給と質の向上を図るため、国が定める指定基準に基づき、サービスの供給主体である事業者・施設を指定するとともに、指定事業者を指導・育成する。</p> | 428万円 (0万円) |
| 障害者の自立支援、社会参加の促進 | <p>1 ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣の促進</p> <p>障害者（児）に対して市町村が実施するホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣の促進を図るための助成を行う。</p> | 12億2,349万円 (10億8,070万円) |
| | <p>2 ショートステイ事業の促進（身体、知的、精神）</p> | 3億2,498万円 (4億2,869万円) |
| | <p>3【新】障害児（者）短期入所事業送迎補助事業</p> <p>障害児（者）短期入所事業において、宿泊を伴わない利用時に送迎を行った場合に、市町村に対し補助を行うことにより、利用者及び介護者等の身体的・経済的負担を軽減する。</p> | 275万円 (0万円) |
| | <p>4【新】障害者ケアマネジメント体制整備推進モデル事業</p> <p>障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業の事業所において、障害者ケアマネジメントによる相談・支援を行う市町村に対して補助する。</p> | 1,337万円 (0万円) |
| | <p>5 障害者ケアマネジメント体制整備推進事業</p> <p>地域における複合的なニーズを有する在宅の障害者の生活を支援するため、在宅保健福祉サービスを中心としたケアマネジメントを行うための体制整備を図る。</p> <p>ケアマネジメント従事者数：3000名→3400名</p> | 666万円 (1,863万円) |
| | <p>6 障害者ケアマネジメントケアプランデータベース化推進事業</p> <p>障害者ケアマネジメント従事者養成研修や地域療育等支援事業を通じて、大阪府が集積している「ケアプラン」のデータを整理し、ニーズとサービス開発のための手がかり</p> | 283万円 (426万円) |

| | | |
|--|--|--|
| | となるデータベースとして、各市町村や障害者生活支援センター等を支援するためのシステムを構築する。(緊急地域雇用創出特別基金) | |
| | 7 障害者の生活支援センター事業の促進 ・知的 支援施設 25か所→25か所 拠点施設 1か所→1か所 ・精神 17か所→24か所 | 知的 2億9,687万円 (3億2,568万円) 精神 5億3,519万円 (3億7,849万円) |
| | 8 重度障害者住宅改造助成事業 重度障害者等が住宅を安全にかつ利便性に優れたものに改造するために要する費用を助成する市町村に補助を行う。 | 1億3,000万円 (1億5,000万円) |
| | 9 障害者ピアカウンセラー養成研修事業 身体・知的障害者相談員の活動をより障害者のニーズに沿ったものにするため、ピアカウンセリングの手法を取得するための養成研修を実施する。(精神障害者相談員に対するピアカウンセラー養成研修は平14年度に実施) | 734万円 (945万円) |
| | 10 障害者ピアカウンセラー派遣事業 障害者生活支援センター未整備圏域など、地域で自立生活を目指す障害者がピアカウンセリングを受けることができない地域の相談機関等に対して、ピアカウンセラーを派遣し、心理サポートを含めた自立生活支援を行う。 (緊急地域雇用創出特別基金) | 1,130万円 (1,840万円) |
| | 11 ガイドヘルパー養成研修事業 単独では外出が困難な在宅の障害者に対して、安全に外出介護を行えるガイドヘルパーを確保するため、養成研修を実施する。 | 395万円 (337万円) |
| | 12 障害者ヘルパー養成研修事業 障害者へのホームヘルパー派遣を充実するための、障害者向けヘルパーの確保と資質の向上を図るため、養成研修を実施する。 | 338万円 (2,859万円) |
| | 13 【新】聴覚障害者ホームヘルパー養成特別研修事業 聴覚障害者に対する居宅介護サービスに係るマンパワーの確保と聴覚障害者の就労促進を図るため、未就労の聴覚障害者を対象にホームヘルパー養成研修(2級課程)を実施する。(緊急地域雇用創出特別基金) | 910万円 (0万円) |
| | 14 【新】知的障害者ホームヘルパー(3級)養成委託事業 知的障害者にとって有望な職種である介護補助業務を担える人材を養成するため、知的障害者を対象としたホームヘルパー(3級)養成講座を実施し、就労機会の創出を図る。 | 100万円 (0万円) |
| | 15 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に対して、コミュニケーション及び移動等を支援するための通訳・介助者を養成する。 | 119万円 (119万円) |
| | 16 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に対して、通訳・介助者を派遣し、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援する。 | 1,376万円 (1,376万円) |

| | |
|--|---------------------------|
| 17【新】施設入所者ガイドヘルパー派遣事業 施設入所者が外出するときに、ガイドヘルパーを派遣し移動介護を行う市町村に対して補助を行う。 | 375万円 (0万円) |
| 18 身体障害者地域生活援助事業 身体障害者の地域における自立生活を支援するため、身体障害者グループホームの運営補助を行う。 | 796万円 (636万円) |
| 19 知的障害者地域生活援助事業 知的障害者の地域における自立生活を支援するため、グループホーム利用に係る支援費を補助するとともに、支援費制度への移行に際し、現行の運営水準を確保するための運営安定化に関する補助、国庫補助対象外となったグループホームの利用に係る支援費補助を行う。 | 10億9,225万円 (2億7,529万円) |
| 20【新】障害者グループホーム設置促進事業 グループホームの利用に向けた訓練を実施する通所授産施設等に対し、市町村を通じて補助するとともに、世話人を確保するために市町村が実施する養成研修に対して補助する。 | 3,105万円 (0万円) |
| 21【新】地域移行促進事業 障害者の地域における生活が重視されるなか、入所型施設利用者の地域生活への移行の促進や、施設における自活訓練事業への取り組みを促進させるため、障害者施設に対して必要となる設備等の助成や、意識啓発及び自活訓練事業の成果向上等に資するグループホーム体験事業、通所施設等利用事業、重度身体障害者自活訓練事業などを実施する。 | 1,823万円 (0万円) |
| 22【新】障害児デイサービス推進事業 国の定める身体、知的障害者デイサービス事業の利用対象外となる養護学校中等部以上を中心とする在宅障害児（18歳未満）に対し、既存デイサービス事業と同様のサービスを提供し、日中活動の場の提供や家族等の介護者の負担軽減を図るため、事業を実施する市町村に対して補助を行う。 | 3,314万円 (0万円) |
| 23 デイサービス事業の促進 36市町82か所→35市町85か所 | 3億7,202万円 (3億5,738万円) |
| 24 障害児通園（デイサービス）事業 20市町22か所→22市町25か所 | 3億277万円 (2億377万円) |
| 25 重症心身障害児通園事業 2か所→4か所 | 7,954万円 (5,213万円) |
| 26 訪問看護利用料に対する助成 重度障害者（児）の在宅医療を推進し、障害者（児）の訪問看護制度の利用を促進するため、利用料に対して助成を行う市町村に補助する。 | 4,951万円 (5,068万円) |
| 27 身体障害者自立支援事業（2市） | 1,632万円 (1,632万円) |
| 28 在宅障害者健康管理事業 疾病の早期発見・二次障害予防を図ることにより、障害者が安心して地域生活が送れるよう健康診査等の健康管理事業を行う。 | 572万円 (572万円) |
| 29 市町村障害者社会参加等総合補助事業 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域の実情に応じて市町村が選択実施する事業に要する経費を助成する。 | 4億3,628万円 (4億2,986万円) |

| | |
|---|----------------------|
| 30【一部新】障害者ITサポートセンター事業 障害者のIT入門から就労支援までを視野に入れた総合的なサポート機能を備えた拠点として整備した「大阪府障害者ITサポートセンター」について、相談機能、情報提供機能、就労支援機能等の充実を図るとともに、パソコンボランティアの活動支援等を実施し、情報バリアフリー環境の基盤を強化する。 | 1,123万円 (623万円) |
| 31 障害者情報バリアフリー化支援事業 重度の視覚障害者や重度の上肢不自由者がパソコンを利用するために必要となる周辺機器やソフト等の購入費用を助成する。 | 2,000万円 (2,000万円) |
| 32【新】身体障害者補助犬育成事業 身体障害者補助犬法の施行（平成14年10月）に伴い、良質な補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成を図る。 | 567万円 (0万円) |
| 33【新】リフト付き福祉バス整備事業 障害者の野外活動や社会見学等の機会をつくり、社会参加を促進するため、障害者のための「リフト付き福祉バス」を整備する。 | 3,328万円 (0万円) |
| 34 障害者スポーツ促進事業 障害者が生活の中で積極的にスポーツ活動を楽しむことを支援するとともに、障害者スポーツの振興と競技力の向上を図り、広く障害者の社会参加を促進する。 ・大阪府障害者スポーツ大会の開催 ・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣等 | 3,517万円 (3,264万円) |
| 35 障害者芸術・文化促進事業 障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて障害者の生活を豊かにするとともに、府民の障害者への理解と認識を深め、障害者の社会参加を促進する。 ・障害者芸術文化オープンカレッジ ・障害者芸術・文化フェスティバル | 2,838万円 (2,838万円) |
| 36【新】精神障害者福祉サービス紹介事業 精神障害者福祉サービスに関する情報を周知し、サービスへのアクセスを向上させるため、情報提供ツールを開発・作成し、サービス説明会等を実施する。（緊急地域雇用創出特別基金） | 990万円 (0万円) |
| 37【新】社会的入院解消のための退院促進支援事業 いわゆる「社会的入院」者の退院促進を図るため、精神障害者地域生活支援センターに対する補助を通じ、支援職員がマンツーマンで外出支援などを実施する。 | 2,743万円 (0万円) |
| 38【新】社会的入院者加算制度（仮称） 精神障害者グループホームにおいて、社会的入院者を受け入れした場合、国制度による補助額の同額を補助し、社会的入院者の地域における生活への移行支援を図る。 | 1,823万円 (0万円) |
| 39【新】重度者加算制度（仮称） 精神障害者グループホームにおいて、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を受け入れした場合、国制度による補助額の半額を補助し、重度者の地域における生活への移行支援を図る。 | 957万円 (0万円) |
| 40【新】精神障害者居宅生活支援事業調査事業 平成14年度から、精神障害者居宅生活支援事業が開始されたことに加え、新たな障害者計画における同事業の数値目標設定を踏まえ、事業所開拓のための調査事業を実施し、同事業への参入促進を図る。（緊急地域雇用創出特別基金） | 430万円 (0万円) |

| | | |
|----------|--|----------------------------|
| 障害者の就労支援 | 1 起業家チャレンジ支援事業 障害者を対象に起業・開業への意欲喚起を図り、障害者の起業促進のための講演会等を実施する。 | 130万円 (130万円) |
| | 2 障害者小規模通所授産施設運営等助成費 社会福祉法の改正により、10人以上の利用者で運営することができる「小規模通所授産施設」の設立が可能となったため、この要件に合う福祉作業所の認可移行を促進する。 身体・知的 14か所→42か所 精神 16か所→52か所 | 8億8,935万円 (2億6,579万円) |
| | 3 障害者福祉作業所運営助成費 在宅障害者の自立と社会参加の場である障害者福祉作業所に対し、市町村を通じて補助する。 身体・知的 280か所→224か所 精神 78か所→48か所 | 11億3,376万円 (16億1,674万円) |
| | 4 障害者就労・生活支援の拠点づくり推進事業 生活支援等を必要とする知的障害者等が就労できるよう、就労面及び生活面での総合的な支援に向けた取組みを進め、商工労働部所管の「障害者就業・生活支援センターステップアップ事業」と連携可能な社会福祉施設に、金銭管理等の生活面での支援を行う生活支援ワーカーを配置する。 7か所→10か所 | 4,874万円 (3,761万円) |
| | 5 障害者在宅就労支援事業所開拓事業 開拓員が府内の事業所を訪問し、在宅就労を行っている障害者に対して、データ入力等の業務を発注してもらえらる支援事業所を開拓し、その情報を提供することにより、就労機会の拡大をめざす。 (緊急地域雇用創出特別基金) | 220万円 (220万円) |
| | 6 授産活動活性化総合事業 授産施設及び福祉作業所の授産活動の近代化を図るため、一定の要件を満たす施設等に専門技術者などの派遣を行うとともに、授産製品の販路を拡大するため、企業等に対する働きかけや共同生産及び共同仕入れなどのシステムづくりを行う。(緊急地域雇用創出特別基金) | 7,430万円 (7,430万円) |
| | 7 精神障害者グループ就労支援事業 精神障害者の就労促進や職域開拓を進めるため、地域の精神障害者に対し清掃やクリーニング、ビル管理業務などの実習訓練や職場実習を実施する。 (緊急地域雇用創出特別基金) | 4,680万円 (4,680万円) |
| | 8 【一部新】社会福祉法人化支援事業 福祉作業所の安定的な運営を図るためには、認可施設への移行が重要であることから、認可移行を円滑に進めるため、法人化に伴う事務手続きや会計処理に対する支援として、全作業所に対する研修や個別相談・訪問などを充実するとともに認可移行後の施設機能を充実するため、支援員の配置などを行う。(緊急地域雇用創出特別基金) | 1,940万円 (570万円) |
| | 9 ジョブ・サポーター養成派遣モデル事業 就労前の職場実習の段階から就労後の職場定着の段階に至る一連の支援を行うジョブ・サポーターを養成するとともに、授産施設等の要請に基づいて派遣し、必要な支援を行う。(緊急地域雇用創出特別基金) | 2,410万円 (2,450万円) |

| | | |
|--------------------|---|--------------------------|
| | 10【新】施設外授産の活用による就職促進モデル事業 授産施設の入・通所者を対象に、企業等の事業所において授産活動を行うことにより、当該事業所との連携を深め、施設外授産終了後、企業等への就職促進を図る。 | 347万円 (0万円) |
| 子育て支援体制の整備 | 1【新】府立子どもライフサポートセンター運営費 (児童家庭室施設課所管) 不登校・ひきこもり児童等の自主性、主体性を育成するため、生活支援、学習支援、職業支援を一体的に提供する施設として「子どもライフサポートセンター(仮称)」を新たに設置し、運営する。 ・施設種別：児童自立支援施設 ・定員：入所50名・通所30名 ・設置場所：堺市城山台5丁1-48 ・開設時期：平成15年4月1日 | 7,731万円 (0万円) |
| | 2【新】地域における障害児の受入れのための支援事業 (児童家庭室家庭支援課所管) 地域における障害児の受入れを促進するため、保育所及び学童保育において障害児を受入れる事業等を実施する市町村に対して補助する。 | 2億3,810万円 (0万円) |
| | 3【新】自閉症児療育・訓練強化事業 自閉症児及びその保護者等に対して、地域で療育プログラムを実施することにより、当該児童への迅速なケアに資するとともに、府立松心園における待機状態の緩和を図り、自閉症児に対する療育・訓練を充実する。 | 766万円 (0万円) |
| 健康づくりの支援 | 1【新】在宅障害者口腔保健活動推進事業 (地域保健課所管) 障害者施設に通所・入所していない障害児者に対する口腔保健活動のあり方を確立し、障害児者の健康的な生活の実現を図ることにより、生活の質を高める。 | 380万円 (0万円) |
| | 2精神障害者24時間医療相談事業 夜間・休日に急な精神症状の発症により、受診や入院の必要性を相談する場として、相談窓口を設置し、受診等の必要な助言・救急当番病院の案内を行い、府民の夜間・休日の相談体制の充実を図る。 | 4,720万円 (4,620万円) |
| | 3【新】自殺防止対策事業 社会問題となっている自殺を防止し、「健康おおさか21」の目標を達成するため、地域・職域における医療従事者等への研修等を実施し、精神科医療と地域医療との連携を図る。 | 276万円 (0万円) |
| 難病患者等に対する福祉サービスの充実 | 1難病患者等ホームヘルプサービス事業 難病患者等に家事援助や必要な介護を行うホームヘルパーを派遣する市町村に対して助成する。 | 254万円 (186万円) |
| | 2難病患者等日常生活用具給付事業 難病患者等に特殊寝台や入浴補助用具等日常生活用具を給付する市町村に対し助成する。 | 366万円 (653万円) |
| | 3難病患者等短期入所事業(感染症・難病対策課所管) 在宅難病患者等を対象に、医療機関におけるショートステイを実施する市町村に対して助成する。 | 83万円 (83万円) |
| 利用者本位の健康福祉システムづくり | 1【一部新】大阪後見支援センター運営事業 (地域福祉課所管) 自己の判断のみでは意思決定に支障のある痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等に権利擁護に関する相談及 | 1億8,405万円 (1億7,941万円) |

| | | |
|---------|---|--------------------------------|
| | <p>び福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う「地域福祉権利擁護事業」を実施する「大阪後見支援センター」に対して補助を行う。</p> <p>また、地域福祉権利擁護事業の利用者増に対応するため、支援体制を整備する実施機関（市町村社会福祉協議会等）に対して補助を行う。</p> | |
| | <p>2 福祉サービスに関する苦情解決事業（地域福祉課所管）</p> <p>福祉サービスに関する苦情の中で、事業者と利用者との間で解決困難な事例について、中立・公正な立場から解決に向けての相談やあっせんを行う「大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会」の運営に対して補助を行う。</p> | 1,438 万円 (1,454 万円) |
| | <p>3 第三者評価システム推進支援事業（地域福祉課所管）</p> <p>府内の福祉サービス第三者評価システム推進のための環境整備を図ることを目的に、次の事業を実施する「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」の運営に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価普及のための広報・啓発 ・ 第三者評価調査者養成研修の実施 ・ 第三者評価システム検証事業の実施 ・ 第三者評価結果情報提供システムの運営など | 300 万円 (100 万円) |
| 地域福祉の推進 | <p>1 【新】大阪府地域福祉推進支援モデル事業（地域福祉課所管）</p> <p>地域・市町村がその創意と工夫による主体的取組みとして、地域福祉の諸活動を進めていくことにより、府域の福祉水準の向上を図っていけるよう、モデル事業として次のような取組みを推進する市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉センター的機能の整備 ・ 既存資源の総合化・多機能化促進 ・ 市町村地域福祉計画策定 等 | 6,348 万円 (0 万円) |
| | <p>2 小地域ネットワーク活動推進事業（地域福祉課所管）</p> <p>一人暮らしや寝たきりの高齢者等援助を要する人が、安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を小地域（小学校区）で行う体制を整備する。</p> <p>事業実施地区数：</p> <p>⑭957 地区（新規 253 継続 704）</p> <p>⑮1,008 地区（新規 16 継続 992）</p> | 4 億 6,127 万円 (4 億 2,093 万円) |
| | <p>3 【新】地域福祉課題解決型コミュニティ・ビジネス育成支援事業（社会起業家育成支援プロジェクト）</p> <p>[地域福祉課所管]</p> <p>商工労働部の「コミュニティ・ビジネス創出支援事業」と連携しながら、次の事業を2年間モデル実施することにより、民・民のパートナーシップによる地域福祉推進体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会起業家育成支援モデル事業 <p>地域福祉活動グループ等への技術的支援を行うなど中核的役割を果たす「中間支援組織」を提案公募により選定し（1団体）、育成、支援する。</p> ・ 社会起業家ナレッジバンク事業 <p>上記の中間支援組織に、次のようなナレッジ（知識）の橋渡しを行う「ナレッジバンク」の設置運営を委託する。</p> | 1,000 万円 (0 万円) |

| | | |
|---------------------------|---|----------------------------|
| | <p>ア) ビジネススキルを持った人（営業経験30年の高齢者、子育て休業中の女性プランナーや広報担当者、ITスキルを持った障害者など）を研修し分野別に登録。地域福祉活動グループ等への斡旋を行う。</p> <p>イ) 地域福祉活動グループ等を分野別に登録。それらのノウハウを「ナレッジバンク」を通じて他のグループ等へ提供することにより、グループ等相互の連携・協働などネットワーク化を支援する。</p> | |
| 社会的援護を要する人々に対するセフティネットの構築 | <p>1 【新】精神障害者権利擁護システム事業</p> <p>大阪府における精神障害者の人権尊重を基本とした実効性のある権利擁護システムの確立を図り、行政機関・権利擁護機関が相互理解と相互連携による権利擁護ネットワーク活動を実施する。</p> | 243万円 (0万円) |
| 社会福祉施設の整備 | <p>1 身体障害者更生援護施設の整備</p> <p>ア 通所授産施設（3か所） 創設3か所</p> <p>イ 授産施設（1か所） 設備1か所</p> <p>ウ デイサービスセンター（4か所） 創設4か所</p> <p>エ 小規模通所授産施設（1か所） 設備1か所</p> | 7億696万円 (5億5,221万円) |
| | <p>2 知的障害者援護施設の整備</p> <p>ア 更生施設（6か所） 創設/入所3か所、通所3か所 老朽改築/入所1か所</p> <p>イ 授産施設（11か所） 創設/通所7か所、増改築/通所2か所 設備/通所2か所</p> <p>ウ デイサービスセンター（4か所） 創設/4か所</p> <p>エ 小規模通所授産施設（10か所） 創設/3か所、設備/7か所</p> | 18億1,683万円 (25億8,332万円) |
| | <p>3 精神障害者施設の整備</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設（創設1か所）</p> <p>イ 精神障害者福祉ホーム（創設1か所）</p> <p>ウ 精神障害者地域生活支援センター（創設2か所）</p> <p>エ 小規模通所授産施設（5か所） 創設1か所 設備4か所</p> | 2億2,689万円 (6,721万円) |
| | <p>4 児童福祉施設の整備</p> <p>ア 知的障害児施設（1か所） 老朽改築1か所</p> <p>イ 知的障害児通園施設（2か所） 改築1か所、大規模修繕1か所</p> | 3億4,626万円 (9億295万円) |
| | <p>5 【新】身体障害者福祉センター整備費（セラピーロボット製作委託、医療機器更新、附属病院改修工事）</p> <p>身体障害者福祉センター附属病院のリハビリテーション医療の向上及び現在の医療サービス水準の維持並びに施設管理上必要な補修工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セラピーロボットの製作 ・ 医療機器の更新 (CR装置、誘発電位筋電図検査装置、歯科診療台) | 7,243万円 (0万円) |

| | | |
|----------------|--|-------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属病院エレベータ改修工事 | |
| 府立社会福祉施設の再編の検討 | <p>1 【新】身体障害者福祉センター再編整備検討費</p> <p>統合後の大阪府立病院で担う障害者医療・リハビリテーション医療に関して、その実施内容及び体制整備等について検討を行うとともに、更生施設等の基本計画を策定する。 (災害拠点病院支援施設(仮称)を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者医療・リハビリテーション医療実施内容の検討 ・ 更生施設・災害拠点病院支援施設(仮称)基本計画の策定等 | 1,080 万円 (100 万円) |
| | <p>2 【新】金剛コロニー民営化・施設再編検討費</p> <p>金剛コロニーの施設再編と民営化を図るため、敷地内ゾーニングを含む調査・検討を行う。</p> | 2,000 万円 (0 万円) |
| | <p>3 【新】砂川厚生福祉センター再編基本構想費</p> <p>砂川厚生福祉センターの再編を図るための敷地内ゾーニング基本計画の策定等の調査、検討を行う。</p> | 1,579 万円 (0 万円) |
| | <p>4 【新】大手前整肢学園移転整備費</p> <p>日本赤十字社大阪府支部が運営する大阪赤十字病院東病棟の1階から3階を購入し、改修を行い、平成16年3月末に移転する。</p> | 13 億 4,428 万円 (0 万円) |

参 考 資 料 項 目

- 支援費制度総合推進事業（在宅課）
- 障害児（者）短期入所事業送迎補助事業（在宅課）
- 障害者ケアマネジメント体制整備推進モデル事業（在宅課）
- 聴覚障害者ホームヘルパー養成特別研修事業（在宅課）
- 知的障害者ホームヘルパー（3級）養成委託事業（就労支援課）
- 施設入所者ガイドヘルパー派遣事業（在宅課）
- 障害者グループホーム設置促進事業（就労支援課）
- 地域移行促進事業（施設課）
- 障害者デイサービス推進事業（施設課）
- 障害者 IT サポートセンター事業（在宅課）
- 身体障害者補助犬育成事業（在宅課）
- 精神障害者福祉サービス紹介事業（精神保健福祉課）
- 社会的入院解消のための退院促進支援事業（精神保健福祉課）
- 社会的入院者加算制度、重度者加算制度（精神保健福祉課）
- 精神障害者居宅生活支援事業調査事業（精神保健福祉課）
- 社会福祉法人化支援事業（就労支援課）
- 施設外授産の活用による就職促進モデル事業（就労支援課）
- 府立子どもライフサポートセンター（児童家庭室施設課）
- 地域における障害児の受け入れのための支援事業（児童家庭室家庭支援課）
- 自閉症児療育・訓練強化事業（精神保健福祉課）
- 在宅障害者口腔保健活動推進事業（地域保健課）
- 大阪府地域福祉支援計画関連事業（地域福祉課）
- 精神障害者権利擁護システム事業（精神保健福祉課）

《新規》

(予算額) 1,449万円

支援費制度総合推進事業

《目的》

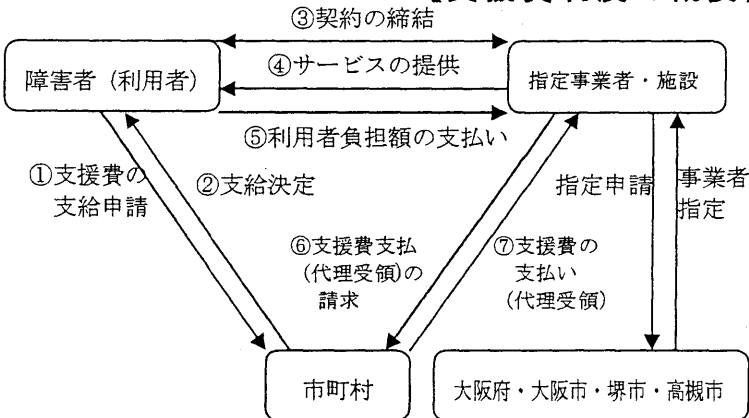
身体障害者及び知的障害者等の福祉サービスについて、平成 15 年度から現在の措置制度に代わって支援費制度が導入される。

支援費制度の円滑な実施に向けた支援策を総合的に推進することにより、制度の理念である利用者本位のサービス提供を目指す。

《事業内容》

- 市町村における支援費支給決定や審査支払事務等が円滑に行われるよう、職員向けの説明会等を開催する。
- 支給決定のための聴き取りにおけるコミュニケーション支援が行える者（手話通訳者等）の確保を支援する。
- 利用者の利便性向上を図り、支援費制度をより良いものにするために、支援費制度運用向上委員会の設置・運営を通じて、制度の改善点の把握などを行う。

【支援費制度の概要】



利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成 15 年度より移行する。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本人のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みである。

《新規》

(予算額) 275万円

障害児（者）短期入所事業送迎補助事業

～地域に暮らす障害児（者）の支援をします～

《目 的》

地域で生活している障害児（者）が、家庭において一時的に介護ができなくなった場合、施設等で短期入所を利用できますが、その施設までの送迎は介護者等が行うこととなっています。しかし、緊急時や介護者等自身が病気になった場合など送迎ができないことが想定されます。

平成15年4月から施行される支援費制度では、宿泊を伴う場合、利用者・介護者の心身の状況等を勘案して必要と認められるときは送迎費が加算されます。

しかし、日中受入（日帰り利用）の場合は、送迎が加算されません。

そこで、利用者及び介護者等の身体的・経済的負担を軽減するため、日中受入時に送迎を行う市町村に対し、補助を行い、短期入所を円滑にご利用いただくための支援をします。

《事業内容》

- 1 実施主体 市町村
- 2 対象者 障害児（者）短期入所事業日中受入利用者と、市町村において送迎が必要であると判断された者
- 3 負担割合 大阪府 1/2 市町村 1/2

《新規》

(予算額) 1,337万円

障害者ケアマネジメント体制整備推進モデル事業

～支援費制度の施行に伴い、障害者生活支援センターにおける

《目 的》

平成15年4月から施行される支援費制度は、障害者のある人が、サービスを提供する施設や事業者との対等な関係に基づき、自らサービスを選択し、利用する制度です。

このため、地域における身近な相談支援機関である障害者生活支援センターにおいて、ケアマネジメントによる相談支援を行うことにより、障害者の地域生活を支援し、支援費制度への円滑な移行を図ることができるよう、ケアマネジメント相談支援体制の推進を図ります。

《事業内容》

1 実施主体 市町村

ただし、市町村障害者生活支援事業及び、障害児（者）地域療育等支援事業の事業者へ委託できる。

2 内 容 障害者生活支援センターにおいて、障害者ケアマネジメントによる相談支援を行い、ケア計画を作成した場合に、市町村に対して補助を行う。

① 補助基準 5,200円/1ケア計画

② 負担割合 大阪府 1/2 市町村 1/2

《新規》

(予算額) 910万円

聴覚障害者ホームヘルパー養成研修特別事業

～聴覚障害者の生活支援の充実と雇用・就業機会の創出拡大を図ります～

《目 的》

聴覚障害者のニーズに応じた介護や家事サービスを提供するには、障害者とのコミュニケーションを十分に取れことが重要であり、聴覚障害者への介護支援には、手話のできるヘルパーの確保が必要です。

未就労の聴覚障害者を対象にホームヘルパー養成研修(2級)を実施し、聴覚障害者に対する居宅介護サービスにかかるマンパワーの確保と聴覚障害者の就労促進を図ります。

《事業内容》

- 1 実施主体 大阪府 (委託事業)
- 2 対象者 未就労の聴覚障害者
- 3 養成人数 30人

知的障害者の就労機会を創出
～知的障害者を福祉の担い手に養成します～
(知的障害者ホームヘルパー（3級）養成委託事業)

《目的》

知的障害者にとって、有望な職域である介護補助業務を担える人材を養成するため、知的障害者を対象としたホームヘルパー（3級）養成講座を実施し、就労機会の創出を図る。

《事業内容》

1 実施主体

大阪府（委託事業）

2 実施時期

平成16年1月から3月まで（予定）

3 内容

(1) 委託先

知的障害者を対象としたホームヘルパー（3級）の養成について実績を持つ
社会福祉法人

(2) 対象者

知的障害者 12名

(3) 養成講座の特徴

- ・ イラストを多用したオリジナルテキストを使用するとともに、ビデオやロールプレイ等を積極的に導入
- ・ 演習や実習では反復により学習効果を高めるため、通常の倍の時間数を設定
- ・ 現場見学では障害者施設や高齢者施設も追加設定

《新規》

(予算額) 375万円

施設入所者ガイドヘルパー派遣事業

～施設入所されている障害者の自立と社会参加を進めます～

《目 的》

障害福祉施策が施設福祉から在宅福祉へと大きく転換されてきており、施設入所している障害者が自立して地域や家庭で生活できるよう支援することが重要となっております。

施設入所者が外出するときに、ガイドヘルパーを派遣し、移動介護をすることにより、障害者の自立と社会参加を促進します。

《事業内容》

- 1 実施主体 市町村（事業を実施する市町村に補助）
- 2 援助主体 施設入所前に住んでいた市町村
- 3 派遣対象者 障害者福祉施設に入所する者で移動介護を必要とする者
- 4 派遣主体 指定居宅介護事業者
- 5 派遣単価 居宅介護支援費単価
- 6 補助率 大阪府 1 / 2 市町村 1 / 2

《新規》

(予算額) 3, 105万円

障害者グループホームの設置促進

- ①グループホームステップアップ事業
- ②世話人養成研修事業

①グループホームステップアップ事業 (予算額 3, 000 万円)

《目的》

グループホームの利用に向けた訓練事業を実施する通所授産施設等に対し、市町村を通じ補助することにより、知的障害者及び身体障害者のグループホームへの入居を促進するとともに、その設置促進を図る。

《事業内容》

- 1 実施主体 市町村
- 2 内 容 グループホームの利用に向けた訓練事業を実施する通所授産施設や作業所に対し市町村を通じて補助する。
 - ①補助予定数 20市町村
 - ②補助基準額 3, 000千円
 - ③負担割合 府1/2 市町村1/2

②世話人養成研修事業 (予算額 105 万円)

《目的》

グループホームにおいて、食事の提供や健康管理・金銭管理の援助等を行い、障害者の生活を支援する世話人を身近な地域で確保することにより、グループホームの設置促進を図る。

《事業内容》

- 1 実施主体 市町村
- 2 内 容 世話人養成研修を実施する市町村に対して補助する。
 - ①補助予定数 14市町村
 - ②補助基準額 150千円
 - ③負担割合 府1/2 市町村1/2

《新規》

(予算額) 1,823万円

障害者の施設での生活から、地域生活への移行を支援・促進します。
(地域移行促進事業の創設)

《目的》

障害者の地域における生活が重視されるなか、入所型施設利用者の地域生活への移行を支援・促進するため、

- 入所型施設における自活訓練事業への取り組みを促進。
- 重度身体障害者についても、地域生活への移行に向けた訓練に、試行的に取り組み、その方策を確立。

《事業内容》

1 施設整備及び設備整備に対する助成（入所型施設への補助の実施）

- (1) 自活訓練室の整備や設備整備に対する補助
 - ・ 自活訓練実施に必要な整備を支援。
- (2) 復帰専用居室の整備に対する補助
 - ・ 利用者及び家族等の地域生活移行後の不安解消。
- (3) 通所部設置のための整備に対する補助
 - ・ 日中活動、就労活動の場の確保を支援。

2 グループホーム体験事業の実施（入所型施設の利用者に対する支援）

- ・ 本人及び家族等の意識改革、不安解消のため、グループホームでの生活を体験。
- ・ 国の自活訓練事業と併せて実施することにより、訓練期間の延長にも活用可能。

3 日中活動体験事業の実施（入所型施設の利用者に対する支援）

- ・ 自活訓練事業、グループホーム体験事業実施の際、日中活動、就労活動の具体的体験の場として、他の通所施設等の活用を支援。

4 重度身体障害者自活訓練モデル事業の試行実施

- ・ 国の補助事業に無い、身体障害者向けの自活訓練事業を試行実施し、その成果、問題点を集約し、各施設での取り組みや正規の事業化を目指す。

《新 規》

(予算額) 3, 314万円

障害児の地域生活を支援し、介護者の負担軽減を図ります。

(障害児デイサービス推進事業の創設)

《目 的》

国の定める身体障害者、知的障害者デイサービス事業の利用対象外となる中学生以上を中心とする在宅障害児（18歳未満）に対し、既存デイサービス事業と同様のサービスを提供し、日中活動の場の提供、家族等の介護者の負担軽減を図ります。

《事業創設の背景》

- 夏期休暇等の長期休暇や学校週5日制の実施に伴い、家族等の介護者負担が増大するなど、障害児の日中活動の場の確保が課題となっている。
- 既存の障害者デイサービスは、18歳以上の者を利用対象としており、障害児向けのデイサービス（通園）事業は、乳幼児（未就学児）及び学齢児（小学生）を対象としている。
- 18歳未満の障害児であっても、体格が成人並みにあり、ヘルパー制度等を活用しても、自宅での入浴が、物理的に困難な場合がある。

《事業内容》

1 実施主体 市町村（市町村に対する補助事業 府1/2 市町村1/2）

2 内 容

- (1) 対象者 : 既存の身体障害者、知的障害者デイサービス事業の利用対象外となる18歳未満の中学生以上の在宅障害児
- (2) 実施施設 : 既存の障害者デイサービスセンターを活用
- (3) サービス提供内容
原則、国庫補助事業に準ずるものとする。
 - ・ 基本事業 : 機能訓練、社会適応訓練、相談、介護方法の指導等
 - ・ 選択事業 : 入浴サービス、給食サービス、送迎サービス、
訪問入浴サービス（身体障害児）
- (4) 提供時期 : 放課後、土日、祝日、長期休暇時

(予算額) 1, 123万円

大阪府障害者 I Tサポートセンター事業

～ I Tに関する相談や情報提供、就労支援機能の充実、

パソコンボランティアの支援等を行います～

《目的》

障害者の I T入門から就労支援までを視野に入れた総合的なサポート機能を備えた拠点として整備した「大阪府障害者 I Tサポートセンター」について、相談機能、情報提供機能、就労支援機能等の充実を図るとともに、パソコンボランティアの活動支援等を実施し、情報バリアフリー環境の基盤を強化する。

《事業内容》

- 1 実施主体 大阪府（社会福祉法人 大阪身体障害者団体連合会に委託）
- 2 整備場所 大阪府障害者社会参加促進センター内
大阪市天王寺区生玉前町5番33号
- 3 内 容
 - ① 障害者が I Tを利用するために必要な専用ソフト（画面音声化ソフト等）や補助具（大型キーボード等）の整備と体験利用
 - ② 障害者のためのパソコンボランティアの養成と派遣
 - ③ 障害者向けの I T講習会の開催
 - ④ 障害者の I T入門から就労支援までを視野に入れた各種情報の提供と相談による支援
 - ⑤ パソコンボランティアへの支援

(新規)

(予算額 567万円)

身体障害者補助犬育成事業

～身体障害者補助犬の育成を図り障害者の自立と社会参加を進めます～

《目的》

身体障害者補助犬法の施行に伴い、良質な補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成に努めることが重要となっています。

特に、介助犬及び聴導犬については、これまで社会的に認知されていなかったこともあり、稼動頭数が少ない状況にあります。（下表参照）

このことから、これまでの盲導犬に介助犬及び聴導犬も加えた、身体障害者補助犬の育成を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。

【盲導犬・介助犬・聴導犬の育成（稼動）頭数（全国）】

| 区分 | 育成（稼動）頭数 |
|-----|----------|
| 盲導犬 | 895頭 |
| 介助犬 | 26頭 |
| 聴導犬 | 19頭 |

※厚生労働省調べ

《事業内容》

- 1 実施主体 大阪府（委託事業）
- 2 内容 (1) 育成頭数
身体障害者補助犬 3頭
(2) 育成方法
盲導犬、介助犬、聴導犬を訓練・育成する団体に委託

(予算額) 990 万円

精神障害者に精神保健福祉サービス情報を紹介
～精神障害者が地域で暮らすために利用できる社会資源の情報を医療機関
と連携して伝達します～

精神保健福祉サービス紹介事業

〈緊急地域雇用基金創出特別基金〉

《目的》

整いつつある精神保健福祉サービスについての情報をわかりやすく伝える媒体を開発し、医療機関と連携しての情報提供を行うことを通して、サービスの主体的な選択に資することを目的とする。

《事業内容》

1. 実施主体；大阪府
2. 内容
 - (1) 精神障害者が利用できる社会資源情報と地域での暮らし方を紹介するビデオやパンフレットの作成
 - (2) 精神障害当事者を中心に、医療機関でビデオ等を活用した情報伝達
 - (3) 実践事例集作成
3. 委託先 ；(財)精神障害者社会復帰促進協会

(予算額) 2, 743万円

精神障害者の社会的入院の解消に向け退院支援

～大阪府社会的入院解消研究事業が国事業化自立支援員による支援を通じて、

地域の関係機関が連携して迎え入れる体制を整備します～

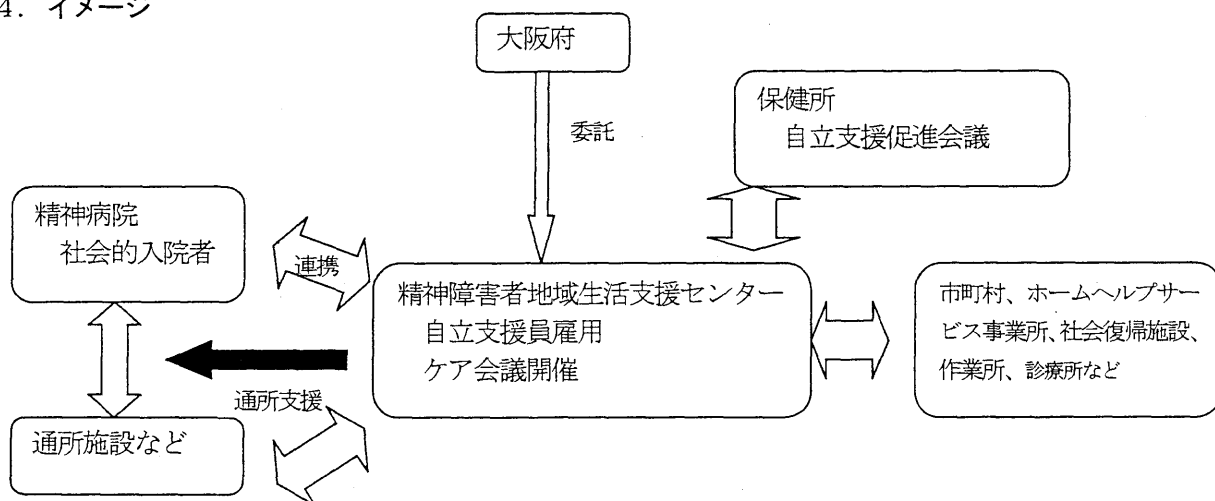
社会的入院解消のための退院促進支援事業

《目的》

病状が安定して入院治療の必要性がないにもかかわらず、地域における受け皿がない、また地域の受け皿とのつながりがないなどの理由で、社会的入院を継続している精神障害者に対し、自立支援員による外出支援等を行うことにより、退院への不安を軽減するとともに、地域の関係機関が連携して迎え入れる体制を整備し、人権上大きな問題となっている精神障害者の社会的入院の解消を図ることを目的とする。

《実施内容》

1. 実施主体 大阪府
2. 内容
 - (1) 自立支援員による地域の社会資源等への通所支援
 - (2) 精神障害者地域生活支援センターを中心にケアマネジメント手法を活用した支援計画策定と実施
3. 委託先 精神障害者地域生活支援センター（府内5箇所予定）
4. イメージ



《新規》

(予算額)2,788 万円

～精神障害者の地域生活への移行を支援します～

**社会的入院者加算制度(仮称)及び
重度者加算制度(仮称)を創設します**

《目的》

社会的入院の解消が大きな課題となる中、精神障害者グループホームに対する上乗せ補助を行い、いわゆる「社会的入院」者などの退院を促進し、地域における生活への移行支援を図る。

《事業内容》

1 実施主体 市町村

2 内容

(1)社会的入院者加算制度(仮称)

補助内容:国基準額の同額を補助

負担割合:府1/2 市町村1/2

補助対象:社会的入院者を受け入れる精神障害者グループホーム

予算額:18,315千円

(2)重度者加算対象者(仮称)

補助内容:国基準額の半額を補助

負担割合:府1/2 市町村1/2

補助対象:精神保健福祉手帳1級所持者を受け入れるグループホーム

予算額:9,563千円

《新規》

(予算額) 430万円

～新たな障害者計画の目標達成に向け、事業所を開拓します～

精神障害者居宅生活支援事業調査事業

《緊急地域雇用創出特別基金》

《目的》

平成14年度から、精神障害者居宅生活支援事業が開始されたことに加え、新たな障害者計画における同事業の数値目標設定を踏まえ、事業所開拓のための調査事業を実施し、事業の参入促進を図る。

《事業内容》

1 実施主体 大阪府

- 2 内容
- (1)居宅生活支援事業促進検討会議(当事者、学識経験者で構成)の設置
 - ・市町村及び支援事業所アンケート調査表の作成
 - ・集積データの分析
 - ・事業実施マニュアルの作成
 - (2)事業実施実態調査の実施
 - ・精神障害者居宅生活支援事業実施主体の府域市町村及び事業所(1400カ所)
 - (3)事業所開拓指導活動
 - ・事業未参入事業所約140箇所を選び、作成されたマニュアルで事業の参入を勧める

3 委託先 (財)精神障害者社会復帰促進協会(予定)

(予算額) 1, 940万円

福祉作業所の認可移行を促進

～作業所の円滑な社会福祉法人化を支援します～

(社会福祉法人化支援事業—緊急地域雇用創出特別基金活用事業)

《目的》

障害者福祉作業所の安定的な運営と利用者サービスの向上等を図るためには、認可施設への移行が重要であることから、社会福祉法人化に伴う事務手続きや会計処理に対する支援を行うことにより、障害者福祉作業所の認可移行を促進する。

《事業内容》

1 実施主体

大阪府（委託事業）

2 内容

(1) 全体研修等

作業所の認可移行を促進するため、法人化に伴う事務手続きや会計処理に関する研修を府補助対象の作業所に対して行う。

(対象・方法)

- ・研修Ⅰ 全作業所 約270作業所
- ・研修Ⅱ 認可移行を目指す利用者10人以上の作業所 約70作業所

(2) 個別指導・相談

認可移行を目指す作業所からの会計事務に関する相談等に対応するとともに、必要に応じて作業所を訪問し、個別指導を行う。

(3) 認可移行を希望する作業所への個別相談・訪問指導を充実するとともに認可移行後の施設において、施設サービスの向上を支援するため、支援員の配置などを行なう。

《新規》

(予算額) 7, 731万円

～次代を担う子どもたちの健やかな自立と権利擁護を推進します～
大阪府子どもの自立総合支援センター(仮称) オープン
(府立子どもライフサポートセンター運営費)

■目的

不登校、ひきこもり等対人関係の不得手な児童の自立を支援する「大阪府立子どもライフサポートセンター(仮称)」と、子どもの相談、治療等を担う「大阪府中央子ども家庭センター」を一体的に整備した「大阪府子どもの自立総合支援センター(仮称)」が、平成15年4月1日、堺市城山台に開設します。

「大阪府立子どもライフサポートセンター(仮称)」は、義務教育修了後の不登校、ひきこもり等の児童を対象に、福祉、教育、労働が連携し、生活支援、学習支援、職業支援を一体的に提供する全国初の児童自立支援施設です。

■施設概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 大阪府立子どもライフサポートセンター(仮称) |
| (2) 定員 | 入所 50名 通所 30名 |
| (3) 所在地 | 堺市城山台5丁1番48 |
| (4) 対象者 | 義務教育を修了し、18歳未満で、不登校・ひきこもり等の状態にあり、自立へ向けての意欲のある人 |
| (5) 敷地面積 | 約12,000㎡(中央子ども家庭センターとの合築) |
| (6) 延床面積 | 約2,300㎡ |

■内容

- 生活・心理支援・・・集団生活を通じて生活リズムを整え、心理治療等により自己理解や他者理解を深め、自立に向けた生活意欲や自発性を引き出します。
- 学習支援・・・学力に応じた個別の学習指導等を行い、自立に必要な基礎的学力の習得、高校や大学への進学あるいは復学等のための支援を行います。
- 職業支援・・・職業に関する基礎的な研修を行うとともに、資格取得、職場実習、アルバイト等を通じて就労意欲を高めます。

《新規》

(予算額) 2億3,810万円

～地域における障害児の受け入れを支援します～
(地域における障害児の受け入れ支援事業)

■ 目的

障害児が障害のない子どもとともに過ごすことは、障害児の発育及び保護者の負担軽減を図るとともに、健常児にとっても思いやりの心を育み、お互いを大切にする態度と人格の育成に資するうえで極めて重要です。

このため、保育所・学童保育など地域における障害児の受け入れを支援していきます。

■ 事業概要

市町村が実施する以下の障害児を受け入れる事業に対して補助を行う。

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| (1) 保育所における障害児保育 | 障害児受入れ1人につき、50,000円/月 |
| (2) 学童保育における障害児保育 | 障害児受入れ1人につき、10,000円/月 |
| (3) 上記以外の事業 | |
| ① 保育所一時保育 | 障害児受入れ1人につき、200円/1時間 |
| ② その他の事業 | 1市町村あたり、100,000円/年 |
| | ・ 障害児への適切な対応のための保育士・指導員への研修、巡回指導 |
| | ・ 障害児の保護者を対象にした相談 |

■ 補助率

1/2 (府1/2、市町村1/2)

新規

(予算額) 380万円

障害者のQOL（生活の質）を高めます

～在宅障害者口腔保健活動の推進～

(在宅障害者口腔保健活動推進事業 — 口腔衛生対策事業)

《目的》

障害者施設に入所・通所していない障害児者に対する口腔保健活動のあり方を確立し、障害児者の生活の質を高め、健康的な生活の実現を図る。

《事業内容》

在宅障害者口腔保健活動推進委員会（仮称）等の設置・運営と在宅障害者口腔保健活動モデル事業を実施します。

1 在宅障害者口腔保健活動推進委員会の設置

委員会の構成：大阪口腔衛生協会、大阪府歯科医師会、大阪府歯科衛生士会、学識経験者、障害者関係行政機関等

検討項目

- 1) 広報、啓発
- 2) 口腔診査、口腔保健指導方法
- 3) かかりつけ歯科医との連携手法
- 4) モデル事業実施方法
- 5) 在宅障害者口腔保健活動推進マニュアル

2 在宅障害者口腔保健活動モデル事業

保健センター等において口腔診査及び相談・指導モデル事業を実施する。

3 在宅障害者口腔保健活動推進マニュアルの検討

《新規》

(予算額) 766万円

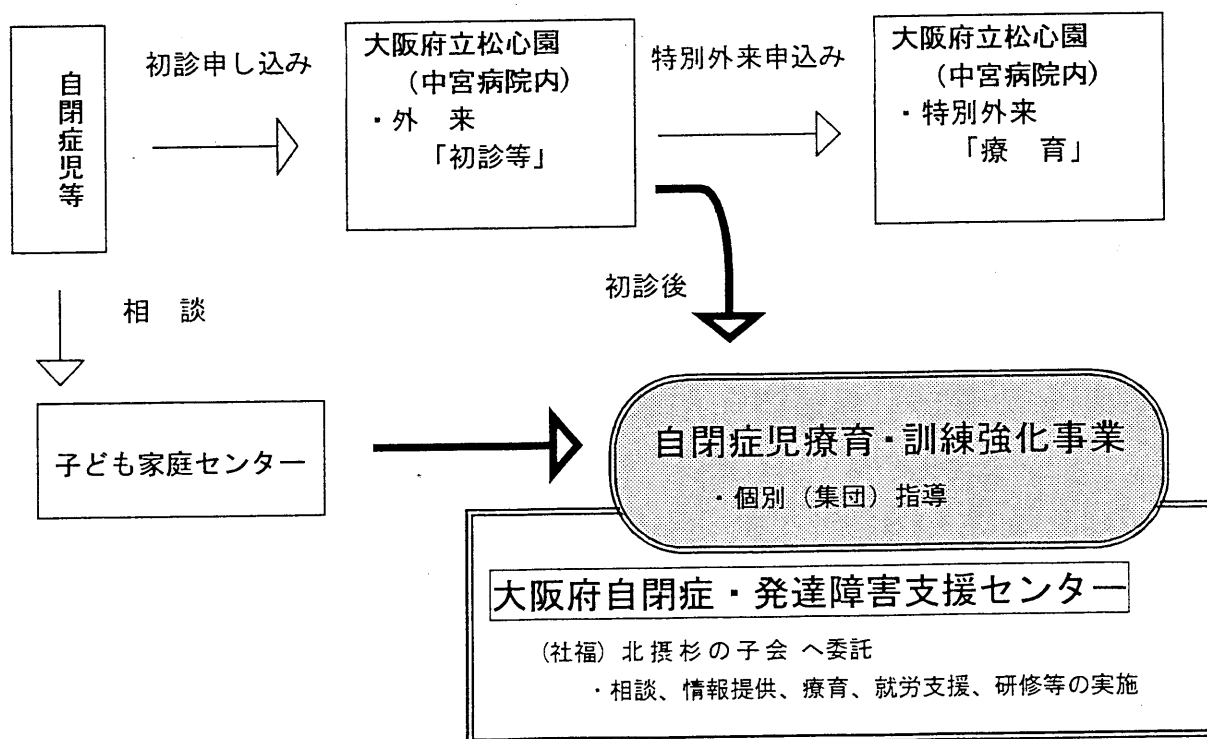
自閉症児に対する療育・訓練を充実します。
～自閉症児療育・訓練強化事業の実施～

《目的》

自閉症児及びその保護者等に対して、地域で療育プログラムを実施することにより、当該児童への迅速なケアに資するとともに、府立松心園における待機状態の緩和を図り、自閉症児に対する療育・訓練を充実する。

《事業内容》

- 1 実施主体 大阪府
- 2 運営主体 大阪府自閉症・発達障害支援センター
- 3 内容 自閉症に有効とされている療育事業を個別または集団により実施。
- 4 イメージ



《新規》

(予算額) 347万円

障害者の一般就労への移行を促進
～事業所の設備を活用した授産活動を行います～
(施設外授産の活用による就職促進モデル事業)

《目的》

授産施設の入・通所者を対象に、企業等の事業所において授産活動を行うことにより、当該事業所との連携を深め、施設外授産終了後、企業等への就職促進を図る。

《事業内容》

1 実施主体

大阪府

2 内容

- (1) 大阪府、大阪労働局、障害者職業センター、授産施設、企業等で構成する事業推進委員会の設置・運営
- (2) 施設外授産指導員の配置
- (3) 委託企業の事業所において授産活動を実施
- (4) 授産活動終了後、一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着支援等を実施

(予算額)5億3,475万円

「大阪府地域福祉支援計画」関連事業

～市町村の地域福祉の計画的な推進や地域住民の自主的活動などを支援します～

本府においては、平成14年9月の大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」を踏まえ、社会福祉法に基づく「地域福祉支援計画」の策定を行っております。(平成15年3月策定予定)

平成15年度においては、この地域福祉支援計画に基づき、府域の地域福祉の推進のため、下記の事業を実施します。

○ 大阪府地域福祉推進支援モデル事業(新規) [6,348万円]

実施主体:市町村

補助率:2分の1

(メニュー事業)

1. 概ね中学校区における地域福祉センター的機能の整備(2カ年のパイロット事業) [3,598万円]

在宅介護支援センター等、地域の既存資源を活用し、専門的相談への対応や専門的機能へのつなぎ、要援護者の日常的な見守り・安否確認への取組み、切迫した事情を抱える人への一時保護等のパイロット事業を実施する市町村を支援します。

2. 既存資源・サービスの総合化・多機能化支援等モデル事業 (市町村の提案型モデル事業) [2,000万円]

市町村がその主体的・自主的取組みとして、既存サービスの不十分な点を検証して、独自の活動やサービスを開発したり、また、既存施設の総合化、サービスの対象者拡大等のモデル的取組みを支援します。

3. 市町村地域福祉計画策定支援事業 [750万円]

市町村の地域福祉計画策定のため、策定委員会の設置・運営、要援護者等把握のための基礎的調査、住民懇談会開催のための経費等について補助します。

※ なお、市町村の活動の評価(事業効果の分析、改善すべき方向性の助言等)及び先進的取組みの普及拡大等については、「(仮称)地域福祉サポーターズ倶楽部」のもとに、学識経験者等で構成する第三者機関で実施することにより、PDCA[Plan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Action(対策)]サイクルの構築に取り組んでいきます。

○ 小地域ネットワーク活動推進事業(継続) [4億6,127万円]

地域の寝たきりやひとり暮らしの高齢者等、援護を要する全ての人が、地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いの活動を小学校区単位で実施する校区福祉委員会を、大阪府社会福祉協議会を通じて支援します。

**○ 地域福祉課題解決型コミュニティ・ビジネス育成支援事業(新規)
(社会起業家育成支援プロジェクト)**

[1,000万円]

商工労働部の「CB起業家応援事業」と緊密に連携しながら、以下の事業をモデル的に2年間実施することにより、地域福祉課題解決型のコミュニティ・ビジネスに対する重層的な支援を行うとともに、民・民のパートナーシップによる地域福祉推進体制の構築を目指します。

1. 社会起業家育成支援モデル事業(600万円)

地域福祉活動グループ等への技術的支援を行うなど中核的役割を果たす「中間支援組織」を提案公募により選定し(1団体)、育成、支援します。提案公募の審査は別に設置する第三者機関において行います。

2. 社会起業家ナレッジバンク事業(400万円)

上記の中間支援組織に、次のようなナレッジ(知識)の橋渡しを行う「ナレッジバンク」の設置運営を委託します。

- ①ビジネススキルを持った人(営業経験30年の高齢者、子育て休業中の女性プランナーや広報担当者、ITスキルを持った障害者など)を研修し、分野別に登録。地域福祉活動グループ等への斡旋を行います。
- ②地域福祉活動グループ等を分野別に登録。それらのノウハウを「ナレッジバンク」を通じて他のグループ等へ提供することにより、グループ等相互の連携・協働などネットワーク化を支援します。

(事業全体のイメージ)

【社会起業家育成支援モデル事業】

民・民のパートナーシップによる地域福祉推進体制の中核となるべき中間支援組織を提案公募により選定、社会起業家ナレッジバンクの運営などの技術的支援を実施。

想定される中間支援組織指定のための要件

- ・ 提案された事業内容が優れていること。
- ・ 他団体との連携等に配慮がされていること。
- ・ 提案団体に十分なノウハウ、実績があること。
- など

- 事業に対するコンサルテーション
- マーケティングや広報戦略の支援
- 資金提供への橋渡し

【社会起業家ナレッジバンク】

- ・ ビジネススキルを持った人のあっせん
- ・ グループ間のネットワーク

地域福祉活動グループ (例)

- 【地域福祉課題解決型】 ・ 商店街を拠点とした高齢者向けサービス
- 【コミュニティビジネス】 ・ 時間外の学童保育 など

事業スケジュール

H15
4 10

H16
4 10

H17
4

民・民の地域福祉推進体制

■ 提案公募開始

■ モデル中間支援組織決定

■ 第1期モデル事業開始

■ 第2期モデル事業開始

■ 事業終了

■ 自主事業へ移行

《新規》

(予算額) 243万円

精神科病院における入院患者の権利擁護システムの構築 ～大阪の精神医療オンブズマンを創設します～

(大阪府精神障害者権利擁護システム事業)

《目的》

平成12年8月4日大阪府精神保健福祉審議会から「精神科病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について」の意見具申を受け、大阪府における精神障害者の人権尊重を基本とした実効性のある権利擁護システムの確立を図り、行政機関・権利擁護機関・医療機関が相互理解と相互連携による権利擁護ネットワーク活動を実施することにより、大阪の精神障害者の人権の保障と精神保健福祉の向上を図る。

《事業内容》

1 実施方法 大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会の構成機関の相互理解と連携により実施。

2 内容

(1) 大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会の運営(事務局:大阪府こころの健康総合センター)

- ① 構成機関(行政機関・権利擁護機関・医療機関)に寄せられる情報及び精神医療オンブズマンの活動で得た情報に基づき支援方策等を実践する。
- ② 必要に応じて精神障害者権利擁護検討委員会を開催し、支援方策などの検討や行政機関への提言などを実施する。

(2) 精神医療オンブズマン制度の創設

医療機関を訪問して療養環境を視察するとともに、利用者(入院患者)の生の声を聞き相談支援を行い、広く精神障害者の権利擁護能力の向上(セルフ・アドボカシー)を支援する。

・精神医療オンブズマン活動

委託先: NPO 大阪精神医療人権センター

内容: 精神医療オンブズマンの確保及び研修、訪問活動等の実施。

3 イメージ

